

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月31日まで有効)			
交	規	第	1 2 1 号
(交 指)			
令和 7 年 6 月 2 3 日			

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

駐車許可の運用の見直しにおける留意点について

駐車許可の運用の見直しについては、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて」（令和7年6月23日付け交規第120号。以下「本部長通達」という。）により、その基本的な考え方が示されたところであるが、その推進上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、本通達については、今後、制定される「青森県道路交通規則の一部を改正する規則」の施行日から運用することとし、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について」（令和6年7月1日付け交規第165号）は廃止する。

記

1 審査要領について

(1) 駐車許可の要件

本部長通達1に規定する駐車許可の審査を行う際の要件は、次のとおりとすること。

ア 申請日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (ア) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。（1）イ（イ）において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。
- (イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではないこと。

イ 申請場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (ア) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条に基づく駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第2項の規定に基づく無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては同条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (イ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

ウ 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (ア) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (イ) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法による

ことがおよそ不可能と認められる用務であること。

- (ウ) 法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

エ 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

- (ア) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

- (イ) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(2) 審査における留意事項

(1)に定める要件により審査を行い、許可する際の主な留意事項は次のとおりである。

ア 許可日時

- (ア) (1)アに関しては、申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務、日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

- (イ) 用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、例えば、

○ 貨物集配の開始予定時間から終了予定時間内（A時からB時までの間）

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）

として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）及び緊急訪問時

として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ 許可場所

- (ア) (1)イに関しては、単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならない、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り要望が多数ある場所ではないか、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域又は重点路線に指定されていないか、通学路やキッズゾーンとなっていないか、公共交通機関の定時性を損うこととならないか、普通自転車専用通行帯が整備されていたり、自転車の通行量が多かったりする場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含

まれている場合には、(2)ア(ア)を勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務、訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

- (イ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、(1)イ等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、(1)エや、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、その区域ごとに、例えば、E地区に係る集配に関しては、a市b町c丁目d番e号先路上、F地区に係る集配に関してはf市g町h丁目i通り上として駐車を許可する場所を指定するなどし、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。

ウ 駐車に係る用務

(1)ウに関しては、本部長通達1にあるように、許可の対象となる用務は特定の用務に限定されるものではなく、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の種類にかかわらず、適切に審査すること。

エ 駐車可能な場所

(1)エの路外駐車場等の利用が困難と認められる場合とは、例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が(1)エ(ア)又は(イ)の範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

2 迅速な審査の実施

実際に審査を行う各警察署において、平素から管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況、道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例や不許可事例等を蓄積することを通じて、審査を迅速に行うようにすること。

また、申請をしようとする者から事前相談の求めがあった場合には、これを受け付け、許可の要件等を正しく説明するほか、相談の内容では許可することが困難であると認められる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

3 手続面の整備

許可に係る手続は、本部長通達3(1)を踏まえ、以下のとおり対応すること。

(1) 申請書及び添付書類

許可申請時の申請書は、別添1の様式を使用すること。また、提出を求める申請書及び添付書類は2部とし、新規申請時の添付書類についても、以下のものに限ることとするほか、添付書類に係る留意事項は各書類の項目に記載するとおりである。

その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、以下のもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。

ア 許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図

周辺見取図等の記載に当たっては、

○ 必要以上に詳細なものを求めたり、道路幅員や車両の寸法の地図への記入を求めたりしない

○ 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととする

○ 複数箇所をまとめて1枚の図に記載することを可能とする

など、申請者の負担軽減を図ること。

イ 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

ウ 当該車両に係る用務を疎明する書面

用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証等の写し等の既存の書面で差し支えないこととすること。ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、イで示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

(2) 駐車場所の一括許可等

複数の場所に連続的に駐車することとなる場合には、一申請で複数場所の駐車を一括して許可すること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、申請の受理や駐車許可証（以下「許可証」という。）の交付を一の警察署で一括して行うこと。

(3) 駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所（その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。）を追加するための申請については、許可された駐車日時等を含む全ての駐車日時等を記載した添付書類を新たに作成し、提出を求めるのではなく、追加する駐車日時等に係る書面を申請書に添付することで差し支えないこととすること。

(4) 駐車許可の有効期間及び申請期限

反復継続的な用務に使用する車両に係る許可証の有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として1年以上とすること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合について、申請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うときも、申請期限は原則として1週間前とすること。

(5) 許可証の交付

提出された申請書のうちの1部に許可日等の必要事項を記載したものを許可証とし、交付すること。

交付した許可証（許可場所等が複数あるために別紙を用いた場合には、駐車しようとする許可場所等が記載された別紙を含む。）は、当該許可証を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所に掲出させること。

(6) 許可証の再交付申請等

ア 再交付申請

許可証の再交付申請に係る申請書は、別添2の書式を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ 記載事項変更届出

許可証の記載事項変更に係る届出書は、別添3の書式を使用すること。また、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ 廃棄

駐車許可期間の満了、交付された許可証が不要となった場合又は駐車許可証の再交付を受けた後に亡失した駐車許可証を発見するなどした場合には、許可証を交付された者にこれを廃棄させること。ただし、交付された者が不要となった許可証を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。

エ 返納

駐車許可を取り消した場合には、許可証を交付された者に許可証を返納させること。

(7) 緊急対応に係る駐車許可申請窓口の整備等

訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応のため、許可済みの許可日時ではない時間帯における駐車許可の申出がなされることが想定される。こうした事態に備え、宿直執務室に駐車許可対象一覧を備え付けるなど、夜間等においても緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行われるよう環境を整備すること。

また、夜間や緊急対応窓口を設定した警察署等においては、交通部門以外の警察職員にも、夜間や緊急時の対応が可能であることを確実に周知した上で、当該取扱いがあった際は不適切な対応をすることのないよう、その手続要領に係る教養等を徹底すること。

4 道路使用許可との関係

駐車許可を受けずとも、法第77条の道路使用許可によっても、その許可の範囲内で駐車が禁止されている場所における駐車が可能となる。

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

この点、道路の本来の用途は、人や車が通行することであり、車は人の移動又は物の輸送に用いられるものであることを踏まえ、

- 車両に装備されているクレーンを使用する、レントゲン車を用いて健康診断を行うなど、車両を用具、設備等として使用するために継続的な停止を要する場合には、道路使用許可で対応

- 上記以外の、人の乗降や貨物の積卸（これらのために車両を離れることを含む。）のために継続的な停止を要する場合には、駐車許可で対応

すること。

5 申請手続等の周知

駐車許可に関し、どのような場合が許可の対象となり得るかや、駐車許可に係る申請の要領については、各種広報媒体の活用や自治体等を介するなどの方法により、対象となる事業者等への周知を図ること。その際、申請様式を活用した記載例を示したり、必要な添付書類についても具体的な名称を明記したりするなど、申請者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

また、3(7)に係る対応についても、申請窓口の設置場所、申請方法、申請に必要な伝達内容や必要書面の送付方法、許可後の対応等の必要事項について、申請者等への周知を確実に行うこと。

6 許可証の不正使用事案等への厳正な対処

本部長通達3(2)に規定する許可証の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、許可証が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないことに留意すること。

また、平素から、駐車監視員との連携を強化したり、駐車苦情の取扱い等の状況を整理したり、街頭活動の際に許可条件等の遵守状況を確認したりするなど、許可証の不正使用事案の端緒把握に努め、不正使用事案を認知した場合には、積極的に、当該放置駐車を下命・容認した使用者も含め、検挙措置を図るとともに、当該駐車許可の取消しや車両の使用制限命令の適用を検討するなど、厳正に対処すること。

7 その他

- (1) 駐車許可は、青森県公安委員会が定めた青森県道路交通規則に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なることがないように、本通達の趣旨について第一線職員に至るまで十分に理解を浸透させるとともに、駐車許可の可否等に係る許可事務に疑義が生じた場合は、交通規制課との連携を密にし、適切な対応を図ること。
- (2) 訪問入浴介護に従事する車両について、車両の使用形態によっては、道路使用許可により対応しているところ、同車両に対する道路使用許可事務に関しても、本通達の趣旨を踏まえた合理化及び簡素化を図り、申請者の負担の軽減に努めること。
- (3) 本通達で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減等の観点から、関係者の意見要望や各警察署の実情を踏まえつつ、より一層の合理化及び簡素化を図ること。

担当 交通規制課規制第二係

駐車許可申請書			
年 月 日			
警察署長 殿			
住所（所在地）			
申請者 氏名（名称）			
電話			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間			
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所			
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由			
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 60%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 警 察 署 長 印		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。